○農林水産省告示第千百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市中塩原字戦場二五二の八、二五二の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗平川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

奈良県吉野郡十津川村大字内原

七三一番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第九百二十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

奈良県吉野郡十津川村大字内原

七一五番一　一号から四号まで及び十二号から十四号まで

七一六番七　五号、六号及び九号から十一号まで

七一七番　七号及び八号

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第六百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北横断自動車道いわき新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
田村市大越町牧野字牧野一九七番二から同市大越町牧野字大木一番二まで	前	最大 一〇五 最小 二二	七二九
	後	最大 二三四 最小 三七	

○国土交通省告示第六百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
熊本市南区城南町塚原字田代一四八三番二から同市南区城南町塚原字東水島一四六四番一まで	前	最大 二六八 最小 六七	一三五
	後	最大 二六二 最小 六七	

○国土交通省告示第六百七十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	熊本市南区城南町沈目字木下四七番一から同市南区城南町塚原字下道一五九二番まで	平成二十九年七月九日十五時

○国土交通省告示第六百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5498号	船外機（小型船舶用）	３ＲＳ	トーハツマリーン株式会社	長野県駒ケ根市下平4495番地9
第5499号	〃	３ＲＴ	〃	〃
第5500号	〃	３ＲＵ	〃	〃

○東北地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

東北地方整備局長　津田　修一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
仙北市田沢湖生保内字船場向無番から同市田沢湖刺巻字刺巻一〇五番二まで	前	一〇・七〇～三一・一七	〇・二三〇
	後	一三・九一～五五・七三	〇・二三〇

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所